

令和6年度第1回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

令和6年10月4日（金）午後2時

2 場 所

流山市役所第2庁舎3階 304会議室

3 出席委員

村岡 豪	委員長
帖佐 直美	委員
大谷 基道	委員

4 出席事務局

財産活用課	鵜藤財産活用課長、村上課長補佐、 鈴木課長補佐、安藤主任主事、栗原主事
上下水道局	本田次長
経營業務課	酒巻経營業務課長、梅木経営係長、友松主任主事、青山主事

5 工事担当課

学校施設課	佐藤施設整備係長、井上副主査
防災危機管理課	宿谷防災危機管理係長、上原主事
都市計画課	佐々木主査
水道工務課	新行内課長補佐、大泉主任技師 林係長、高根技師

6 審議事項

- (1) 抽出議案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 審議状況

開 会 午後 2 時

閉 会 午後 3 時

財産活用課長から入札監視委員会の審議対象の説明があり、委員会の次第に沿って会議が開催された。

審議事項

(1) 抽出議案の審議について

① 流山市立南流山第二小学校改修工事（電子黒板設置工事）

【一般競争入札・市長部局】

〔事務局入札概要説明〕

〔担当課工事概要説明〕

大谷委員

入札結果を見るに一者を除き応札率が100%となっているが、積算は容易なものなのか。

鵜藤課長

予定価格が事前に公表されており各事業者が積算した結果、入札金額が予定価格の100%になったものである。

大谷委員

予定価格が事前に公表されている状況でこのような入札結果であるということは、何らかの意思表示なのではないか。

鈴木課長補佐

応札時に内訳書の提出を求めており、各入札者において積算が正しく行われていることを確認している。

帖佐委員

本工事において応札率が高止まりしている要因として考えられることは何か。

鈴木課長補佐

人件費及び電線の資材費が高騰している状況にあると聞いており、それが一因になっている可能性がある。

村岡委員長

改修工事には、本件のほか複数の工事が発注されていると思うが、本件を他の工事に一括して発注することのメリットがあると思うがどうか。

井上副主査

改修工事の主なものには、建築工事、機械設備工事、電気設備工事があったが、これらは主に年度当初に発注し、学校休業中の夏休みに多くのものが施工することを想定して、それぞれ発注したものである。本件電子黒板設置工事は、一括して電子黒板を納入し施工する時期が冬休みを跨ぐものとして発注したものであるから、このような事情を鑑みて他の工事とは別の工事として発注したものである。

② 古間木配水管改良工事（R 5－2 工区）

【一般競争入札・上下水道局】

〔事務局入札概要説明〕

〔担当課工事概要説明〕

大谷委員

対象工事の総合評価一般競争入札（特別簡易型）評価点審査表の中で、京和住設（株）の本市の工事成績の項目が加算点 0 点であるが、理由は何か。

酒巻課長

総合評価の項目である本市の工事成績については、同種工事での過去 2 年間の工事成績の平均点を加算点としている。

京和住設（株）は、本市において過去 2 年間の同種工事实績がないため、加算点が 0 点となったものである。

大谷委員

工事概要の中で、当該工事の条件に適合する事業者は 6 社であるとの説明であったが、6 社の内、過去 2 年間の工事实績が無いのは何社あるのか。

酒巻課長

6 社のうち、2 社は過去 2 年間の同種工事实績が無い。

帖佐委員

総合評価の工事は、先ほどのとおり過去の実績が求められたりする等、新規業者の参入が厳しい印象を受けるが、どうか。

酒巻課長

総合評価となる工事は施工価格の高額な工事が対象となるが、金額以外の要素も評価を行うことから、新規事業者の参入は厳しいものである。

③ 市野谷小学校マンホールトイレほか設置工事

【随意契約・市長部局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

帖佐委員

地方自治法施行令第167の2第2号に基づく随意契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないものに適用されるものである。本工事にあっては一度、競争入札をしているところ、何かしらの状況が変化し競争入札に適しないものとなったのか。

鵜藤課長

再度の入札に付した場合、発注に時間を要することとなり、十分な工期を確保することが困難となる。このことから、適正な工期を確保するために随意契約としたものである。

大谷委員

本工事の契約金額は税込み 13,574,000 円であるが、当初の金額はいくら程度を想定していたのか

鈴木課長補佐

元々の予定価格はマンホールトイレ設置工事が税込み 8,580,000 円、かまどベンチ等設置工事が税込み 8,492,000 円である。

大谷委員

2つの工事をまとめたことにより安価となったということか。

鈴木課長補佐

それぞれを個々に発注した場合においては、それぞれの工事で採算が合わなかったのではないかと見受けられる。

村岡委員長

庁舎の建築工事と一体とせずに別に発注した理由はあるのか。

鵜藤課長

学校の建設工事と本件工事は別物であると考えられるため、それぞれの発注としたものである。

鈴木課長補佐

工事の種別が異なったこと、また、建築工事の完成目途がついたため、新たに発注を行ったものである。

大谷委員

見積合わせの結果はどのようなものであったか。

鵜藤課長

5者による見積合わせを行った結果、全者から見積書の提示があり、その提示金額は僅差であった。

大谷委員

当初からまとめて発注していれば応札が期待できたのではないか。

鈴木課長補佐

その可能性はある。

④ 江戸川台浄水場2号・4号配水ポンプ修繕

【随意契約・上下水道局】

[事務局随意契約概要説明]

[担当課工事概要説明]

大谷委員

当該製品取扱事業者から見積をしているとあるが、何社から見積しているのか。

酒巻課長

5社から見積をしている。

帖佐委員

ポンプを修繕できる事業者は5社しかいなかったのか

酒巻課長

今回修繕をしたポンプは日立製のポンプであり、日立製のポンプを修繕できる事業者は限られている。

その中で、対応できる事業者5社に見積を依頼したものである。

大谷委員

複数事業者から見積ができるのであれば、指名競争入札で実施をしなかった理由は何か。

酒巻課長

本工事については、早急にポンプ修繕を行わなければ配水に大きな影響が生じることから緊急性を要する工事であり、指名競争入札ではなく随意契約で実施したものである。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

① 市長部局発注（財産活用課から報告）

[事務局説明（市長部局）]

質疑なし

② 上下水道局発注（経營業務課から報告）

[事務局説明（上下水道局）]

質疑なし

（３）次回審議事案の抽出について

村岡委員長

次回の委員会の審議案件として、市長部局発注工事は、一般競争入札については、「道路補修工事（西初石・市野谷１号補助幹線）」、随意契約については、「児童発達支援センター旧浄化槽解体工事（その２）」、上下水道局発注工事は、一般競争入札については、「西原第３汚水枝線工事（Ｔ６－３０１）」、随意契約については、「上下水道局庁舎室外機更新工事（４階中央監視室系統）」とすることによってよろしいか。

[全員了承]

（４）その他

鈴木課長補佐

次回の入札監視委員会は令和７年１月３０日（木）の午後２時からとしたいがよろしいか。

[全員了承]

特に質問がなければ、以上で委員会を終了する。